

介護保険サービス事業所の指導状況について
平成30年度の主な指導内容

- * 指導事業所種別に対応した根拠法令を提示しています。根拠法令の○数字については、下記を参照してください。
- * カッコ内の共通に関する根拠法令は、指導事業所種別に対応した根拠法令を参考に各自で確認してください。
- ①尾張旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ②指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- ③介護保険法
- ④指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
- ⑤尾張旭市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則
- ⑥指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
- ⑦指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

	指導事業所種別	指示事項	注釈	根拠法令
人員	地域密着型通所介護	運営規程と従業員の体制及び勤務形態一覧表、就業規則に整合性が取れていないため、実態に合わせて整理すること。	当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数は、就業規則がある場合は、就業規則で定められている時間になります。就業規則で定められている時間数働いている者が常勤となりますので、常勤、非常勤、専従、兼務を整理し、従業員の勤務体制を整備してください。	①第59条の13 ④第二総論 2 用語の定義「常勤」
人員	地域密着型通所介護	生活相談員の配置について、当該職員が休暇を取得した場合等により人員基準を満たさなくなる恐れがあるので、複数名の配置を検討すること。	当面の増員計画と共に、生活相談員が休んだ場合の対応方法を記入してください。	①第59条の3
人員	GH (地域密着特養、小規模多機能共通)	人員基準を満たすことが確認できるよう、夜間及び深夜の時間帯の担当者を明確にした、勤務表を再作成すること。	昼間の時間帯と、夜間の時間帯それぞれで人員配置基準が異なるため、それぞれの勤務時間が分かるようにしてください。 また、夜間の時間帯が、実態の生活とかけ離れるようなら、時間帯の再設定も検討してください。	⑥(9)勤務体制の確保等

人員	GH (全事業 所共通)	雇用関係が証明できる書類を整備すること。	労務管理は雇用主の責任ですので、「労働者が提出しなかったため無い」は理由にはなりませんので、整備を徹底してください。	①第59 条の11
人員	地域密着 型通所介 護 (全事業 所共通)	勤務実績表(従業員の体制及び勤務形態一覧表)と実際の勤務状況に整合性が取れていないため、実態に合わせて整理し、記録に残すこと。	人員基準を満たしているかどうかについては、予定と実績の勤務状況により判断します。勤務変更等があり、予定から変更があった月は、実績が分かるよう勤務表を調製してください。	①第59 条の11 ①第59 条の13
運営	地域密着 型通所介 護 (地域密 着型共 通)	指定通知書を事業所の見やすい場所に掲示すること。	指定通知の中に、利用者の個人情報が含まれる場合は、該当箇所を消すなど配慮をお願いします。	⑤第2条 第2項
運営	地域密着 型通所介 護 (全事業 所共通)	個人情報の同意については、家族の同意も確認すること。	家族が遠方にいる場合でも、家族の連絡先等を緊急連絡先等で共有する必要があり、家族の個人情報を取り扱うための了承が必要です。 方法については郵送等で署名を頂く等検討してください。	①第59 条の20 (準用)第 35条
運営	地域密着 型通所介 護 (地域密 着型共 通)	担当者会議録を整備し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めること。	担当者会議に出席した場合は、自ら担当者会議録を作成し、担当者会議に出られなかった場合は、ケアマネから担当者会議の要点を入手するようにしてください。	①第59 条の6
運営	認知症デ イ (地域密 着型共 通)	居宅サービス計画に沿って介護サービス計画を作成している場合において、その居宅サービス計画の短期目標期間が終了したときは、担当ケアマネに新たな短期目標とその期間について確認を行い、居宅サービス計画との整合性を持たせること。	短期目標期間が過ぎている居宅サービス計画が見られます。介護サービス計画は、居宅サービス計画に沿った計画作成が求められますので、短期目標が過ぎている計画については、新たな目標期間に基づいた居宅サービス計画書の提出をケアマネに求めてください。	①第71 条

運営	地域密着型通所介護 (全事業所共通)	運営規程に変更があった場合は、10日以内に尾張旭市長に届出を出すこと。	なお、運営規程の内容のうち、「職員の職種、員数及び職務の内容」の変更のみで、管理者の変更で無く、介護報酬の加算の体制にも影響が無いものは、年に1回、6月1日現在の状況を6月末までに届け出るだけで結構です(通所に限る。)	⑤第3条
運営	第一号訪問事業 (総合事業共通)	運営規程、訪問介護計画書等、介護保険関係書類の中に、介護予防訪問介護の名称がまだ残っていますので、第一号訪問事業、第一号通所事業、地域支援事業等の名称に変更してください。	介護保険法の中の「介護予防サービス」の中に、介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、もう存在しません。市ホームページ、「介護保険事業者向け情報(介護予防・日常生活支援総合事業関係)」のページに、「総合事業の開始に伴う契約書等の修正について」として修正例の例示をしていますので、参考の上、名称変更をしてください。	③第八条の二 第百十五条の四十五
運営	地域密着型通所介護 (全事業所共通)	フェイスシート、アセスメントシートの充実を図り、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めること。	個別サービス計画作成のための資料(根拠)を整備してください。	①第59条の6
運営	地域密着型通所介護 (全事業所共通)	緊急時の体制整備を図ること。	管理者は、全ての営業日に出勤を求められませんが、事業所で事故等があった場合は、管理者等の責任者に連絡が行く体制を再検討してください。 緊急連絡網等を作成し、提出してください。	①第53条
運営	GH (全事業所共通)	重要事項説明書において、サービス利用の自己負担について記入すること。	3割負担に対応した、説明書にしてください。	①第116条
運営	GH (全事業所共通)	介護サービス計画書には、自事業所の活動のみではなく、居宅療養管理指導などの他の居宅サービス、地域、家族の活動も明記し計画の充実を図ること。	地域での活動も把握することで、その人の在宅生活を支援していく総合的な計画になるよう、計画の充実を図ってください。	①第118条

報酬	地域密着型通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)の計画内容と実施内容に乖離が見られるので、整合性を図ること。	計画では1時間の訓練時間が、実施記録では10分程度となっていますので、整合性を図ってください。 個別機能訓練加算(Ⅱ)は機能訓練指導員が直接実施することが求められますが、マンツーマンまでは求めず、5人程度以下の小集団でも可能としていますので、目標達成に向け適切に訓練が提供されるよう検討してください。	②3の2 (10) 個別機能訓練加算について
報酬	GH	医療連携体制加算を算定する場合は、利用者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ること。	書類数が多いと、今回のように同意書が抜ける可能性も多くなるため、契約書類をひとまとめにする、チェックリストを作成するなど、書類管理のあり方を検討してください。	⑦5 二 医療連携体制加算
報酬	地域密着型通所介護 (全事業所共通)	個別サービス計画に基づかないサービス提供について、自主点検の上、報告すること。	介護報酬は、現に要した時間ではなく、個別サービス計画に位置付けられた内容の介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定するため、個別サービス計画が無ければ当然算定できません。	②2の2 イ 地域密着型通所介護費
報酬	小規模多機能 (全事業所共通)	サービス提供体制強化加算を算定する場合の従業員ごとの研修計画は、従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、実施時期を定めたものに作成しなおすこと。	この加算は、単に勤続年数が3年以上の者が一定割合いるだけで取れる加算ではないことを注意してください。	②第二5 2①…研修について
報酬	小規模多機能 (全事業所共通)	サービス提供体制強化加算を算定する場合の会議の開催については、利用者のサービス提供に当たって必要な事項をおおむね1月に1回以上開催しなければならないことから、会議内容の充実を図り、その概要を記録すること。	会議については、単に法人の事務連絡ではなく、利用者のサービス提供に当たって必要な事項等、加算要件を意識し行ってください。	②第二5 2②…会議の開催について
法令遵守	地域密着型通所介護 (地域密着型共通)	業務管理体制区分変更届書を、変更前、変更後双方の行政機関に届け出ること。	業務管理体制の届出については、市と県に提出をお願いします(地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業所であって、事業所等が尾張旭市に所在する事業者のみ。)	③第百十五 条の三 十二 3